

5 相続税

5-1 課税状況

(1) 本年分の課税状況

区 分	相続人の数	金 額
	人	千円
取得財産価額	23,046	2,097,606,791
債務控除額	9,937	203,619,661
加算贈与財産価額	1,887	5,621,785
課税価額	※実 23,137	※ 1,899,599,079
相続税額	算出税額	22,716
	2割加算額	708
	計	実 22,716
税額控除	贈与税	797
	配偶者	4,084
	未成年者	335
	障害者	346
	相次相続	890
	外国税額	—
	計	実 6,041
差引税額	実 19,858	252,288,306
納税猶与額	1,198	38,211,854
納付税額	※実 19,633	※ 214,076,452
災害減免法による免除税額	—	—
遺産に係る基礎控除額	7,347	646,270,000

調査対象等：平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

用語の説明：1 **加算贈与財産価額**とは、相続又は遺贈による財産を取得した者が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産の価額のことと、この受贈財産価額は、相続税の課税価格に加算することになっている。

2 **相次相続控除**とは、同一相続財産について、10年以内に2回以上相続が課せられる場合に、前回の相続税について課せられた税額の一定割合相当額を、後の相続の際に控除することである。

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 加算税

区 分	過 少 申 告		無 申 告		重	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本 年 分	55	13,570	132	20,546	2	4,557
過 年 分	3,000	557,450	395	87,406	525	799,958
合 計	3,055	571,020	527	107,952	527	804,515